

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【会社名】 株式会社なとり

【英訳名】 NATORI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名取三郎

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員 小林 眞  
業務管理本部長

【本店の所在の場所】 東京都北区王子5丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長名取三郎と最高財務責任者小林眞は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用について責任を有しており「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、平成22年3月31日を基準日として行われており、その評価は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

評価の手続は、当社グループについて、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、当該評価結果を踏まえて、評価対象とする内部統制の評価範囲を決定しており、当該評価範囲内で、評価対象とする業務プロセスを選定し、夫々のプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書等の閲覧、内部統制の実施者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続の実施により、当該統制上の要点の整備及び運用状況についての有効性の有無について評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、その必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としております。当該評価範囲の決定手順、方法としましては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。重要な事業拠点を選定する指標としましては、前連結会計年度の売上高を基準に、概ね3分の2を超えることとしております。当該重要な事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目は「売上高」「売掛金」「たな卸資産」とし、その他財務報告への影響を勘案し、見積計算に係る勘定科目や重要性の大きい特定の取引等についても個別に評価対象としております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日（評価時点）における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。